

# 大分市では 新型コロナウイルスの感染拡大予防のための 飛沫感染防止等に係る施設改修費を補助します

《大分市感染予防対策施設改修支援事業費補助金》

全国的に新型コロナウイルスの感染が広がる中、大分市内の事業所で市民生活の維持に必要な事業を行っているスーパーや飲食店などの中小規模事業者に対して、飛沫感染防止や身体的距離の確保など、感染防止対策に係る施設改修費の一部を補助します。



※補助金の対象となるかどうか事前相談が必要です。

必ず裏面のお問い合わせ先にご相談ください。

なお、補助申請は原則一度きりとなりますのでご注意ください。

## ■補助対象者 ※裏面参照

市内に本店を有する中小規模事業者 ※過去に本補助申請を行っていない者  
登記上の本店所在地が大分市外でも下記条件①～②のいずれかに該当する場合は補助対象となります。

①大分市内のみに店舗を有する場合

②市内で営む店舗、営業所等の実態が主たる事業所であると認められる場合

## ■補助対象経費

令和2年4月1日以降に行った感染拡大防止に係る施設改修の実費

(例) 飛沫飛散防止スクリーン、身体的距離確保のための床表示、  
感染拡大防止のための壁や開口部の改修工事 等

※機器の設置や消耗品(消毒用アルコールやマスク)の購入は対象外となります。

## ■補助率 ※裏面参照

補助対象経費の3分の2

(上限) 1事業所につき10万円かつ1事業者につき30万円

※2店舗の場合は上限20万円、3店舗以上の場合は上限30万円

※大分市内の事業所に施設改修等を行う場合に限りです

## ■必要書類

※裏面参照

なお、申請書類等は[大分市HP](#)にてダウンロード可能です

## ■申請方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため

原則、**郵送にて**必要書類一式をご提出ください。 ※窓口でも申請可能です。

(送付先)〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所 開発建築指導課宛

## ■申請期間

令和2年5月11日(月)～令和3年3月5日(金)(必着)

裏面もご確認ください

## ■中小規模事業者とは...

中小企業基本法に規定された中小企業者、及び小規模企業者のこと

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

### ※常時使用する従業員の考え方

事業者と雇用契約を交わしている方です。

ただし、以下の方は「常時使用する従業員」に含めない

①会社役員(ただし、従業員との兼務役員を除く)

②個人事業主本人(専従者(家族従業員)を除く)

③パート労働者で以下に該当する者

○日々雇い入れられる者

○2カ月以内の期間を定めて雇用される者

○季節的業務に4カ月以内の期間を定めて雇用される者

○「1日又は1週間の労働時間」及び「1カ月の所定労働日数」

が、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員の

3/4以下である者

(中小企業庁HPより)

## ■必要書類一覧

補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

会社の定款の写し、またはこれに類する書類(法人登記簿・営業許可書・開業届・確定申告書の写し等)

※以下の内容が確認できる書類を添付すること

・本店が市内にあること

・大分市内の事業所であること(複数の事業所がある場合はその数が確認でき、かつ申請者との関係性が確認できること)

・中小規模事業者であること(業種や資本金、従業員数等が確認できること)

誓約書

収支決算書

領収書の写し、その他事業に要した費用を確認することができる書類

補助対象事業の実施を確認することができる写真

補助金に係る消費税等仕入税額控除確認書(補助対象経費に消費税を含めない場合)

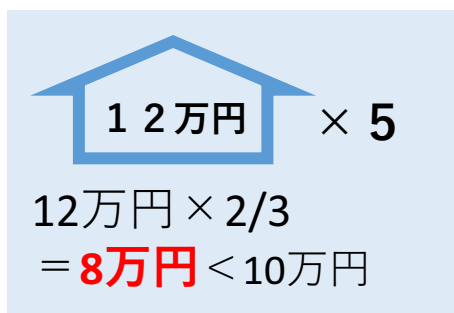
※対象経費に消費税を含めたい場合は、消費税の確定申告書の写し等別途書類を求めます

本店が市内にあること及び常時使用する従業員数の確認書(個人事業主の方のみ)

その他市長が必要と認める書類

## ■補助率の計算方法の例

(例1) 改修費12万円×5店舗の場合

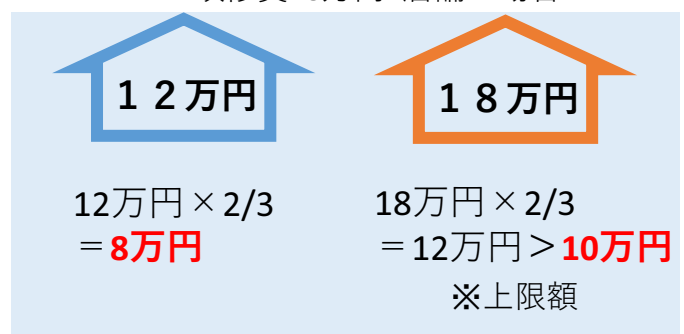


→ 8 × 5

**30万円** > 40万

※上限額

(例2) 改修費12万円1店舗、  
改修費18万円1店舗の場合



→ 8 + 10

20万円 < **18万円**

## 【お問い合わせ】

大分市役所 開発建築指導課 建築事業推進担当班

TEL : 097-537-5635 FAX : 097-534-6201

メール : kensido@city.oita.oita.jp